佐呂間町精神障害者治療通院交通費支給要綱

(趣旨)

第1条 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)の規定による精神障害者の社会復帰を促進し、精神障害者家庭の生活の安定とその経済的負担を 軽減するため、この要綱に定めるところにより通院交通費を支給する。

(定義)

- 第2条 この要綱において精神障害者とは、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 5条の規定による者をいう。
- 2 交通費とは、自宅から治療を受ける医療機関までのバス運賃、鉄道運賃の実費をいう。(支給対象者)
- 第3条 対象者は、本町に居住し、かつ住民基本台帳に記載されている者で、障害者自立 支援法(平成17年法律第123号)第58条の規定による自立支援医療を受け通院によ り治療を要する者とする。

(支給額)

第4条 交通費は、バス、鉄道を利用して治療を受ける医療機関までの往復の交通費実費 を支給する。

ただし、他の公的制度による交通費の支給を受けた額及び割引額を除く。

(支給の申請)

第5条 交通費の支給を受けようとする者は、精神障害者治療通院交通費受給認定申請書 (様式第1号)を町長に提出するものとする。

(支給の決定)

- 第6条 町長は、前条の申請を受けたときは、内容を審査しその支給の可否を決定し、精神障害者治療通院交通費支給認定(却下)通知書(様式第2号)を交付するものとする。 (交通費の請求)
- 第7条 交通費の支給を受けようとする者は、精神障害者治療通院交通費請求書(様式第3号)を町長に提出しなければならない。ただし、領収書(写し)を添付することにより医師の通院証明とすることができることとする。

(支給の方法)

第8条 交通費の支給は、毎年9月及び3月までの分をそれぞれ翌月に支給するものとする。ただし、町長が必要と認めたときはこの限りではない。

(委任)

第9条 この要綱に定めるものの他必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成5年10月1日から施行する。

3付 則

この要綱は、平成19年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。